

## 指定管理者候補者の選定について [遠州灘海浜公園]

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課

### 1 趣旨

#### (1) 指定管理者制度の概要

平成 15 年 9 月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」と異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

#### (2) 「遠州灘海浜公園」への指定管理者制度の導入

静岡県では、平成 16 年 3 月に「県営都市公園経営基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、県営都市公園について、それぞれの公園の設置目的や役割を踏まえ、利用の増進と効率的で効率的な運営を図ることとしました。

遠州灘海浜公園において、基本計画の実施に適した管理運営体制の構築を目指すにあたり、指定管理者制度が有効と考え、平成 18 年度から同制度を導入しました。

今回、5 年間の第 4 期指定期間が令和 7 年度末をもって終了することから、改めて指定管理者の募集を行いました。

### 2 施設の概要

施設の名称	遠州灘海浜公園														
設置目的	県西部地域における県民のスポーツ・レクリエーション需要に対応し、また、野鳥観察園等自然環境を活かした環境学習の場としての公園運営を目指す														
供用開始	昭和63年10月9日														
所在地	浜松市南区江之島町1706														
面積	20.3ha														
施設概要	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>有料公園施設</td><td>球技場</td></tr><tr><td>無料公園施設</td><td>多目的広場、つどいの広場、自然生態観察園、観察広場、サイクル広場、遊具広場、駐車場</td></tr><tr><td>その他施設等</td><td>大型遊具、小型遊具、管理棟、パーゴラ(3)、四阿、野鳥観察壁(2)、屋外便所(2)</td></tr></tbody></table>					名称	内容	有料公園施設	球技場	無料公園施設	多目的広場、つどいの広場、自然生態観察園、観察広場、サイクル広場、遊具広場、駐車場	その他施設等	大型遊具、小型遊具、管理棟、パーゴラ(3)、四阿、野鳥観察壁(2)、屋外便所(2)		
名称	内容														
有料公園施設	球技場														
無料公園施設	多目的広場、つどいの広場、自然生態観察園、観察広場、サイクル広場、遊具広場、駐車場														
その他施設等	大型遊具、小型遊具、管理棟、パーゴラ(3)、四阿、野鳥観察壁(2)、屋外便所(2)														
利用人数	<p>(単位：人)</p> <table border="1"><thead><tr><th>R2 年度</th><th>R3 年度</th><th>R4 年度</th><th>R5 年度</th><th>R6 年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>45,016</td><td>51,952</td><td>111,751</td><td>134,943</td><td>125,864</td></tr></tbody></table>					R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	45,016	51,952	111,751	134,943	125,864
R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度											
45,016	51,952	111,751	134,943	125,864											
現在の管理運営状況	天龍造園建設グループによる指定管理														
令和 7 年度指定管理料	90,253 千円														

### 3 指定管理者の募集

募集方法	公募
募集期間	(募集要項配布) 令和7年 8月 27 日～ (申請受付) 令和7年9月 18 日～22 日
事業計画書の提出	「遠州灘海浜公園指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う指定管理料の提案を事業計画書として提出する。
管理運営方針	「県営都市公園経営基本計画」に定める公園ビジョン(設置目的、役割・位置付け)等に基づく管理運営を行う。
指定の基準	<p>知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に指定管理者管理公園の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、当該公園の効用を最大限に發揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。</p>
募集内容	<p>(1) 有料公園施設の利用承認に関する業務</p> <p>(2) 公園の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 利用料金の設定及び収受に関する業務 (利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として收受する。)</p> <p>(4) 多彩なイベントやプログラムの実施による地域住民の公園利用の促進</p> <p>(5) 管理運営への地域住民参加の促進</p> <p>(6) 行為の許可に関する業務</p> <p>(7) 都市公園法に基づき県が行う許可に係る許可申請の受付、使用料の代行徴収</p> <p>(8) その他静岡県都市公園条例別表第3に掲げる業務</p>
指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (5年間)
県が支払う指定管理料	申請者による提案 (各年度 93,600 千円を上限とする。)
利用料金制度	<p>(1) 利用料金は条例の定める範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(3) 利用料金収入の 10%を県に納入する。</p>

### 4 指定管理者選定委員会

審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者、県職員からなる指定管理者選定委員会を設置する。</li> <li>委員会において、第1次審査(書類審査)で3者程度を選定し、第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)で優秀者1者を選定する。</li> </ul>																					
指定管理者選定委員会委員	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>所属・役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>井口 義也</td> <td>一般社団法人日本公園施設業協会前専務理事</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>黒田 宏治</td> <td>静岡文化芸術大学 名誉教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>五木田 玲子</td> <td>(公財)日本交通公社 上席主任研究員</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>清水 裕子</td> <td>大阪市立大学特別研究員</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>杉原 賢一</td> <td>公認会計士</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>海野 智之</td> <td>静岡県交通基盤部都市局長</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	所属・役職	委員長	井口 義也	一般社団法人日本公園施設業協会前専務理事	委員	黒田 宏治	静岡文化芸術大学 名誉教授	委員	五木田 玲子	(公財)日本交通公社 上席主任研究員	委員	清水 裕子	大阪市立大学特別研究員	委員	杉原 賢一	公認会計士	委員	海野 智之	静岡県交通基盤部都市局長
	氏名	所属・役職																				
委員長	井口 義也	一般社団法人日本公園施設業協会前専務理事																				
委員	黒田 宏治	静岡文化芸術大学 名誉教授																				
委員	五木田 玲子	(公財)日本交通公社 上席主任研究員																				
委員	清水 裕子	大阪市立大学特別研究員																				
委員	杉原 賢一	公認会計士																				
委員	海野 智之	静岡県交通基盤部都市局長																				

区分	項目	点数
(1) 団体の能力	団体の経営状況等	10点
	施設の管理に関する基本的考え方	
(2) 経営に関する計画等	収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等	10点
	管理運営体制	
	職員の配置計画	
	職員の研修計画	
(3) 組織体制に関する計画	苦情等に対する方策	12点
	イベント、広報計画、自主事業計画	
	利用者意見の反映等	
	地域団体等との連携	
(4) サービス向上、利用増進に関する計画	施設等維持管理	22点
	地震、火災等緊急時の対応	
(5) 施設管理に関する計画	事故防止の取り組み及び発生時の対応	10点
	指定管理料	
合 計		100点

## 5 指定管理者候補者の選定

### (1) 指定管理者候補者

指定管理者候補者	天龍造園建設グループ
団体の概要	<p>以下の4者により構成</p> <p>① 天龍造園建設株式会社 造園及び各種公園緑地等の設計施工管理並びに維持管理 等</p> <p>② 株式会社八ヶ代造園 スポーツターフ・芝生維持管理、木質系廃棄物処理 等</p> <p>③ 株式会社ニューテック スポーツ施設の運営、造園及び各種公園緑地の維持管理 等</p> <p>④ ALSOK ビルサービス株式会社 警備業務、清掃業務、設備管理業務 等</p>
提案の概要 (主な提案内容)	<p>&lt;管理運営業務の基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「県民の福祉の増進と生活文化向上に寄与」するという設置目的を踏まえつつ、都市公園法等関係法令を遵守した適正な管理運営を行なう。</li> <li>・従事者は適切な雇用・労働条件を確保し、厚生労働省のWEBサイト「スタートアップ労働条件」を利用して遵守点検を行なうことで県民サービスの質の向上・利用者の安全確保を図る。</li> <li>・利用機会の平等性を確保しつつ、安心・安全・快適性の維持、向上を目指す。</li> <li>・多様化するニーズを適切に把握し、ハード・ソフト両面のニーズに応えるインクルーシブな公園を提供する。</li> <li>・年代別の様々な環境教育を実施することで、SDGsを踏まえた質の高い教育プログラムを提供する。</li> <li>・造園会社ならではの適切な育成管理や園内剪定枝のチップ化などの手法により、カーボンニュートラルに貢献する。</li> <li>・紙媒体の他にホームページやSNS等のデジタル技術を活用し、イベント情報や園内の植物などの情報を幅広く提供する。</li> </ul> <p>&lt;経営に関する計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気料金や資源活用による経費削減を行なう。</li> <li>・適切な点検・修繕で施設の長寿命化を推進する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日利用促進のための時間貸し料金の設定や、富士山の日の無料開放を実施する。</li> <li>・多様なスポーツ利用やイベント開催を通じ、公園の利用促進を図る。</li> </ul> <p>＜組織体制に関する計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験豊富な所長及び担当者が常駐し、安定的・持続的な組織体制を構築する。</li> <li>・各種資格を保有し、かつ本公園の維持管理に長年携わっている人員を配置することで、専門的かつ長期的な視野を持って運営管理に努める。</li> </ul> <p>＜サービス向上、利用増進に関する計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡ブルーレヴス株式会社と連携し、初心者向けラグビ一体験教室を開催する。</li> <li>・ホームページやSNS、QRコードを活用したデジタル情報発信を推進する。</li> <li>・防災意識向上のため、防災啓発イベントや体験型イベントを開催する。</li> <li>・自然観察会や「こども自然楽校」などの自主事業を通じて、自然学習の場を提供する。</li> </ul> <p>＜施設管理に関する計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広大な芝生広場の維持管理を徹底し、ロボット芝刈り機導入で効率化を図る。</li> <li>・樹木や植物の適切な管理で、倒木や落枝リスクを最小限に抑制する。</li> <li>・観察広場・自然生態観察園では無農薬管理など、生態系に配慮した樹木管理を行なう。</li> <li>・遊具広場では、できる限り緑陰を確保する樹木管理を行なう。また、グリーンカーテンを設置し、緑陰の提供を行なう。</li> </ul> <p>＜危機管理体制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に備えた防止・減災対策の徹底および防災訓練を実施する。</li> <li>・コロナ禍の経験を踏まえ、感染症対策や注意喚起を行ない、安心して利用できる環境を提供する。</li> <li>・熱中症対策として、WBGT計の設置や注意喚起を実施する。</li> <li>・マダニによる感染症拡大に対し、予防策の啓発や注意喚起を強化する。</li> </ul>										
県が支払う 指定管理料の 提 示 額	<table border="1"> <tr> <td>令和 8 年度</td><td>93,600 千円</td></tr> <tr> <td>令和 9 年度</td><td>93,600 千円</td></tr> <tr> <td>令和 10 年度</td><td>93,600 千円</td></tr> <tr> <td>令和 11 年度</td><td>93,600 千円</td></tr> <tr> <td>令和 12 年度</td><td>93,600 千円</td></tr> </table>	令和 8 年度	93,600 千円	令和 9 年度	93,600 千円	令和 10 年度	93,600 千円	令和 11 年度	93,600 千円	令和 12 年度	93,600 千円
令和 8 年度	93,600 千円										
令和 9 年度	93,600 千円										
令和 10 年度	93,600 千円										
令和 11 年度	93,600 千円										
令和 12 年度	93,600 千円										

(2)選定経過

申請者	<table border="1"> <tr> <td>団体名</td><td>所在地</td></tr> <tr> <td>天龍造園建設グループ</td><td>浜松市中央区</td></tr> </table>	団体名	所在地	天龍造園建設グループ	浜松市中央区																																																										
団体名	所在地																																																														
天龍造園建設グループ	浜松市中央区																																																														
選定経過	<p>指定管理者選定委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>月日</td> <td></td> <td>内容・選定経過等</td> </tr> <tr> <td>10月6日</td> <td>第1回委員会</td> <td>第1次審査(書類審査)を行い、申請者を第1次審査通過者として選定</td> </tr> <tr> <td>10月16日</td> <td>第2回委員会</td> <td>第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)を行い、申請者を候補者として選定</td> </tr> </table>	月日		内容・選定経過等	10月6日	第1回委員会	第1次審査(書類審査)を行い、申請者を第1次審査通過者として選定	10月16日	第2回委員会	第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)を行い、申請者を候補者として選定																																																					
月日		内容・選定経過等																																																													
10月6日	第1回委員会	第1次審査(書類審査)を行い、申請者を第1次審査通過者として選定																																																													
10月16日	第2回委員会	第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)を行い、申請者を候補者として選定																																																													
審査結果	<p>&lt;第1次審査&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>配点</th> <th>天龍造園建設グループ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)団体の能力</td> <td>10</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>(2)経営に関する計画</td> <td>10</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>(3)組織体制に関する計画</td> <td>12</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>(4)サービス向上、利用増進に関する計画</td> <td>22</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td>(5)施設管理体制に関する計画</td> <td>16</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>(6)危機管理体制</td> <td>10</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>(7)指定管理料</td> <td>20</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100</td> <td>83.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;第2次審査&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>配点</th> <th>天龍造園建設グループ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)団体の能力</td> <td>10</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>(2)経営に関する計画</td> <td>10</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>(3)組織管理体制に関する計画</td> <td>12</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>(4)サービス向上、利用増進に関する計画</td> <td>22</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>(5)施設管理体制に関する計画</td> <td>16</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>(6)危機管理体制</td> <td>10</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>(7)指定管理料</td> <td>20</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100</td> <td>82.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;総合評価&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>天龍造園建設グループ</td> </tr> <tr> <td>第1次審査評価点(a)</td> <td>83.8</td> </tr> <tr> <td>第2次審査評価点(b)</td> <td>82.7</td> </tr> <tr> <td>総合評価((a)+(b))/2</td> <td>83.3</td> </tr> </table> <p>(参考)指定管理料の評価点Qi  <math display="block">= \text{配点 } 20 \text{ 点} \times (C_{\min} / C_i) \times (P_{\max} / \text{配点 } 80 \text{ 点})</math></p> <p>Qi : 申請者iの指定管理料の評価点  <math>C_{\min}</math> : 全申請者の提案金額のうち最も低い金額  <math>C_i</math> : 申請者iの提案金額  <math>P_{\max}</math> : 全申請者の指定管理料以外の評価点のうち最大の評価点</p>	項目	配点	天龍造園建設グループ	(1)団体の能力	10	8.6	(2)経営に関する計画	10	7.8	(3)組織体制に関する計画	12	10.7	(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	17.7	(5)施設管理体制に関する計画	16	13.8	(6)危機管理体制	10	8.4	(7)指定管理料	20	16.8	合計	100	83.8	項目	配点	天龍造園建設グループ	(1)団体の能力	10	8.3	(2)経営に関する計画	10	8.2	(3)組織管理体制に関する計画	12	10.5	(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	17.8	(5)施設管理体制に関する計画	16	13.3	(6)危機管理体制	10	8.0	(7)指定管理料	20	16.6	合計	100	82.7		天龍造園建設グループ	第1次審査評価点(a)	83.8	第2次審査評価点(b)	82.7	総合評価((a)+(b))/2	83.3
項目	配点	天龍造園建設グループ																																																													
(1)団体の能力	10	8.6																																																													
(2)経営に関する計画	10	7.8																																																													
(3)組織体制に関する計画	12	10.7																																																													
(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	17.7																																																													
(5)施設管理体制に関する計画	16	13.8																																																													
(6)危機管理体制	10	8.4																																																													
(7)指定管理料	20	16.8																																																													
合計	100	83.8																																																													
項目	配点	天龍造園建設グループ																																																													
(1)団体の能力	10	8.3																																																													
(2)経営に関する計画	10	8.2																																																													
(3)組織管理体制に関する計画	12	10.5																																																													
(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	17.8																																																													
(5)施設管理体制に関する計画	16	13.3																																																													
(6)危機管理体制	10	8.0																																																													
(7)指定管理料	20	16.6																																																													
合計	100	82.7																																																													
	天龍造園建設グループ																																																														
第1次審査評価点(a)	83.8																																																														
第2次審査評価点(b)	82.7																																																														
総合評価((a)+(b))/2	83.3																																																														

選定に当たつての考え方	<p>公園経営基本計画の目的である、「利用の増進、利用者満足度の向上、効果的・効率的な運営、安全・安心の確保」に主眼を置き、この公園の設置目的を達成するため、管理運営経費の節減に併せて、団体の能力、経営や組織体制、サービス向上、利用増進、施設管理に関する計画及び危機管理体制が適切なものであるかどうかを選定のポイントとした。</p> <p>そのため、総得点における指定管理料以外の配点を8割としたほか、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、申請者の取組姿勢などを多角的に評価することとした。</p>
講評及び選定理由	<p>○ 第1次審査、第2次審査の結果、天龍造園建設グループが以下の点で評価を得て、指定管理者候補者に選定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現指定管理者として公園の課題を正確に捉えていること。</li> <li>・ 長年の指定管理者としての経験からリアリティのある提案があったこと。</li> <li>・ 時間貸しによる利用増加、スポーツ教室を通じた公園利用、デジタル技術を利用した植物の情報提供など、現状維持ではなく新たな取組の提案があったこと。</li> </ul> <p>なお、審査の過程において、委員からは次のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の対応について、今後人々にいかに伝え、安心安全な公園利用につなげていくか検討を行なうこと。</li> <li>・ マンネリに陥らないよう、新しいものを作り出すなどチャレンジを行なっていくこと。</li> </ul>